

児童福祉手当の手続きはお済みですか

■手当を受ける手続き方法
児童福祉手当認定請求書を、福祉事務所に提出してください。手当は申請月から支給されません。

■手当を受けている方は、次のような届出が必要です
届出が遅れると、手当が支給出来なくなったり、手当を返還していただく事がありますので、速やかに届出をお願いします。

■支給対象者

- ・義務教育終了前の児童を養育しているひとり親
- ・20歳未満の障がい児の養育者
- ・義務教育終了前の児童の養育者で、4級以上の身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳の交付を受けた方

【提出していただく書類】

- ▼額改定請求書／対象児童数に増減があった時
- ▼支給事由消滅届／婚姻等で資格がなくなった時など(義務教育修了時の届出は不要です)
- ▼氏名等変更届／住所、氏名に変更があった時

※平成25年4月から、担当が町民生活課から福祉事務所に変わりました。

■児童福祉手当額

児童1人当たり、月額2千円です。手当支給は、3月・7月・11月の年3回で支給月前4ヶ月分がまとめて支給されます。

■所得による支給の制限

受給者の所得額により、支給制限があります。

【問い合わせ先】
南部町福祉事務所

TEL 665522

各種相談会開催

10月21日～27日は行政相談週間

行政相談は、行政の仕事や手続きなどに対して「説明や措置などに納得がいかない」「苦情がある、困っている」「どこに相談してよいかわからない」等の苦情や要望を受け付け、公平・中立な立場からその解決の促進などを図る制度です。

特設行政相談日

■日にち／10月16日(水)

■会場・時間・相談員／
しあわせ 午前9時～12時

景山 毅 行政相談員

▼交流会館 午後1時30分～4時まで

加藤 伸 行政相談員

米子合同行政相談所

法律の問題、人権の問題、年金・税金の問題、様々な問題ご相談ください。

■日時・時間／10月22日(火)

午後1時～4時

米子支部庶務課

TEL 22・2205

【申込先】鳥取地方・家庭裁判所

米子支部庶務課

TEL 22・2205

■場所／米子福祉保健センター
「ふれあいの里」

【問い合わせ先】

●鳥取行政評価事務所

TEL (0857) 24・5542

●行政苦情110番

TEL 0570・090・110

※いつでもご相談を受け付けています

無料法律相談

■日時／10月18日(金)

午前10時～午後3時

■場所／鳥取地方・家庭裁判所
米子支部

■定員／30人程度(当日受付順)

【問い合わせ先】

鳥取県弁護士会

TEL (0857) 22・3912

【問い合わせ先】

公益社団法人鳥取県不動産鑑定士協会 事務局

TEL (0857) 29・3074

【問い合わせ先】

公益社団法人鳥取県不動産鑑定士協会 事務局

TEL (0857) 29・3074

【日時】10月22日(火)

午後1時30分～4時

【定員】25人(申込受付順)

【申込先】鳥取地方・家庭裁判所

米子支部庶務課

TEL 22・2205

暮らし、なんでも相談

各分野の専門家が共同して相談に無料で応じます。お気軽にご相談ください。

■日時／10月19日(土)

午前10時～午後4時

■場所／米子コンベンションセンター・第5・第6会議室

■相談内容／困りごと、トラブル、企業経営、各種手続き等に関する相談

■相談方法／当日会場にて受付

■参加団体／鳥取県の9士業(税理士・行政書士・土地家屋調査士・不動産鑑定士・中小企業診断士・社会保険労務士・弁護士・公証人・司法書士)

【問い合わせ先】

公益社団法人鳥取県不動産鑑定士協会 事務局

TEL (0857) 29・3074

【問い合わせ先】

公益社団法人鳥取県不動産鑑定士協会 事務局

TEL (0857) 29・3074

【日時】10月22日(火)

午後1時30分～4時

【定員】25人(申込受付順)

【申込先】鳥取地方・家庭裁判所

米子支部庶務課

TEL 22・2205

【問い合わせ先】

公益社団法人鳥取県不動産鑑定士協会 事務局

TEL (0857) 29・3074

